

概説科目におけるレポート課題の基盤知識形成効果の 検証：法律学概説の講義体験と成績分布から

畑 浩 人
(2013年12月6日受理)

The Verification of Some Effects of Written Assignments on Realization of Baseline Knowledge in a General and Comprehensive Subject: From My Educational Experiences and the Statistical Analysis of Performances in the Introduction to Jurisprudence at College

Hiroto HATA

Abstract. My lecture on law seeks to instill some basic ideas of Jurisprudence into freshpersons at college. For 14 years I have given them homework in order to secure their spontaneous learning actions in double times longer periods than their listening to my talk in classroom. But their performances always were fairly lower than I had expected, and so I tried to check the relationship between their scores of two reporting tasks and in final examination and to find the parts of the process in which they would realize the learning contents. As a result, the assumed connection between such assignments and understandings significantly faded away last academic year, partly because many ambitious students had focused too much attention on the details of legal cases and/or the application area without deliberate reflection upon several basic ideas and their conceptions in this field. I will, therefore, initiate the importance of fundamental terms (justice, democracy, constitutionalism, and etc.) and their definitions again in a way that students can develop a solid base of this discipline, although I am also apt to introduce such newest information and applied skills as to cultivate their greater interests in our rule of law.

1 本稿の課題

昨年度の講義期間中に最初のレポートを閲覧しはじめたおりにふと気づいた。調査内容も体裁もよくできているのだが、問題設定や考察のところテキスト（松本ほか 2006）や講義で取り扱った内容にはあまり言及されていないので、期末試験の際には大丈夫だろうかと不安になったのである。案の定、試験では基本事項の提示に失敗する者が続出してしまった。そのようにならぬよう何度か注意してはいたのだがなかなか徹底しないのである。

講義期間中に課しているレポートの構成は、(1)課題設定、(2)調査方法、(3)調査結果、(4)考察の4節構成にしたうえ、それぞれの節で400字以上記載するように指示している。これ——とくに2節目の調査方法の詳述要求——により内容が個性的

になり、最初と最後の節で講義内容との関連付けも行えるように留意してきているのだが、テーマについてはその選択範囲をテキストの前半と後半に割るだけで後は自由にしておくためか、どうもテキストをよく読んでそこで展開されている法的な論理——これが一番重要な学修内容である——をよく吟味しないままに調査報告を展開させてきたようである。

今回、関連科目も含めれば13年以上にわたり培ってきたレポート課題の意義を再確認して授業全体への反省材料とするため、レポート作成の期末試験における影響を検証してみることにした。

2 概説科目の役割

一般に教職課程のカリキュラムにおいては、教

育職員免許法施行規則第4条、表、備考一の要求により「教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない」ので、必修とされる学問分野ごとに「概説」の名称を付けた科目が最低1つずつは設定されている。筆者が担当した経験のある政治学概説と法律学概説という科目は上記表のなかにおいて鍵括弧でくくられており、いずれか1つのみでもよい選択必修の関係になっている。⁽¹⁾

これら概説科目では、かなり広範囲にわたって関連項目をある程度網羅的に取り上げなければならないので、直接研究している専門分野外の知識をも調べて伝えなければならない機会も多く、学生側でも調べられる事柄は調べたうえで、どのようにしても不明な点を質問してもらえると双方が切磋琢磨できて授業内容が充実するのでありがたい（レポート課題の役割1. 教員と学生双方の知識の間隙を埋める機能）。

振り返ると筆者の担当してきた授業の場合、レポート課題の意義はいくつかあって、しかも変遷してきている。当初は、自分の目で見て得た知識のほうが定着しやすいだろうと、講義を聴取する側の退屈しのぎも兼ねて、法廷傍聴や議会・委員会の傍聴とそのレポートを要求したこともあった（2. 実務観察による着実な社会認識の形成）。そのために講義を1回休みにしてみたり、しかも当時は講義回数の確保・管理が昨今ほど厳しくはなかったため、休日が入ったりすると試験日を除いて13, 4回しか講義日が確保できないこともよくあり、その分を教室外の課題で埋める意味もあったように思う（3. 教室外での学修時間の確保）。また、初期のころは学生側の吸収力や理解度がよく解らなかったため、期末試験の直前に学生自身に問題を作らせて申告してもらい試験当日に解答してもらうという文字通り自問自答のレポート再現のような手法も試みたほど自由かつ実験的な学修活動を展開させてはみたものの、高等教育レベルの内容に対する理解度があまりにも低いままに終わってしまう事態⁽²⁾に驚愕して、その後は期末試験での点数不足を見越して講義期間中にレポートを提出させて基礎点を確保しておくことが常態となっていった（4. 試験での不足分を補充）。⁽³⁾

その後、十年ほど前から国際的に「高等教育の質保証」が叫ばれるようになり（ユネスコ・

OECD 2005）、日本でも「単位制度の実質化」（中央教育審議会 2008:20）がようやく意識されだし、教室外での予習や復習がシラバス上でも要求されるようになったので、筆者もその前後から、ほぼ毎回事前質問の準備作業をさせてみたり、7回ものミニ・レポートを課したりするような教室外の学修活動強化の企画を試みたことがある（5. 学修内容の質的な強化）。しかし、いかんせん一人では書類整理の手間が大変なうえに細かな評価もしにくく、かてて加えて最終的に授業内容の理解度や習熟度にはあまり貢献しないようなので、補助予算も1年のみだった事情もあって単年度のみで試みて終わってしまった。

けっきょく、学習レポートと研究レポート（木下 1995:12）という講義内容の基礎固めと発展応用面の兼用という趣旨（上記5つの機能の総合）で課題を継続し、ただし双方の負担軽減から毎月提出の3回だったものを学期の前半と後半の2回に減らして現在に至っている。

その他、就職や一般社会に出た際の文書作成に役立つ面（小笠原 2002:221）も大いにあるので、筆者も体裁面については汎用可能だという意義を強調して採点のうえでも重要視している（6. 報告書作成の訓練）。

3 レポート課題がもつ効果の検証

〈レポートと試験の手順説明〉

筆者が2010年度から毎年度後期に行っている法律学概説の講義日程は、およそ次のとおりである。

10月	講義前半開始：事件紹介と学修事項の提示 ↓↓↓（講義効果の残存）
11月末	第1回レポート締切：選択事件に関連した調査 ↓↓↓（自習効果の残存？偏向？）
12月	講義後半開始：事件紹介と学修事項の提示 ↓↓↓（講義効果の残存）
1月末	第2回レポート締切：選択事件に関連した調査 ↓↓↓（自習効果の残存？偏向？）
2月初旬	期末試験：共通問題と選択問題とで事件解説の論述

図1 講義日程とレポート提出機会の流れ図

講義では毎回テキスト1章ごとの題材になっている1事件を取り上げ、学修事項の提示⁽⁴⁾・事件の概要説明・関連条文の確認・テキスト解説の要約と補足説明といった4部構成で話を進めてい

る。実際には法律が改正されたり裁判例が追加されたりするため補足説明の時間が足りずに日程がずれていき、毎回の講義前半は前回の事件の残り、後半は新件の実事関係確認といったまるで0.5件ずつ扱うような変則的な状態になってしまうのが常であるが、これはこれで意義があり、2週間にわたって1つの事件を取り扱うので予習・復習の機会を増やす効果があるものとして肯定的に捉えている。

レポート課題の分量については1500字程度の比較的短い作文を2回提出することを要求しており、これらを15点ずつ計3割分の成績評価に充当させている。提出方法としては授業用Webサイトの電子掲示板にブログ形式で貼りつけさせて、受講者同士の相互参照を可能にしている。想定している内容としては講義やテキストで各自が疑問に思った事柄を調べて、その成果を他人にも有意義なように加工して紹介すればよいという程度の要求なので、新聞記事を検索して類似した事例や事件の背景などを補足するか、複数の辞典や専門事典で術語の定義や関連する出来事などを比較参照するくらいでよいと考えている。よって評価の際にも、どちらかと言えば内容如何よりもむしろ題名に具体性があるか、個性的な調査や記述になっているか、出典は明示しているかなどといった体裁面のほうを重視している。採点結果は到達度評価の表現・技能として通知するだけにしているが、目立った不備に気づいた場合には電子掲示板のコメント欄に筆者が助言を書き込んで文書作成ルールの周知徹底を目論むことがある。

そして期末の記述試験については、満点が70で、そのうち語句解説が2問で各10点の20点分、事件解説が2問で25点ずつ50点分という配点にしている。本項では事件解説の成績がレポート体験とどのような関連をもっているのかを検討する。問題文は末尾で⁽⁵⁾本稿との関連部分を引用しておいた。

この事件解説問題では、事件内容の要約とそこから導出される法学的含意を3つ挙げて説明することが求められている。法学的な意義とは、端的には毎回の講義で7つずつ列挙している学修事項からよく覚えているものを挙げて事件と関連づければよく、たとえば衆議院議員定数不均衡訴訟の違憲判決で使われた「事情判決の法理」など裁判

所がとった法的解決策の論理的な特徴が典型である。その他、事件の背景や影響の社会学的な説明や政治学的な観点からの評価なども含めて視野を机上の論理のみに埋没させないように留意している。

しかし、例年、講義においては事件に迫真性をもたせて感銘力を高めようとして第1審判決の事実認定にまで遡って事案の詳細を説明するせいであろうか、学生のほうも試験でその再現を試みようとして事実関係を丸暗記してきて記載し、肝心の法学的含意のほう疎かになる解答が多い。これら問題中の配点の内訳は各問25点のうち、事件内容の説明が10点、法学的意義が5点ずつ3つの15点を標準としているので、あまり事実関係に拘泥すると半分しか答えられずに不合格点になる危険性も生じてくる。そこで試験会場で記述分量の目安を口頭説明したり、2012年度には問題文にも配点の内訳を記載したりしてみたものの、試験準備の段階ですでに事案の理解と暗記に傾倒してしまうためか、あまり助言の効果がなかった。また、事実関係の解答部分に法学的意義が混合されていることもあるため、けっきょく採点時に10対15の配点比率を一部の答案に対しては逆にしたりして調整を図ることもある。毎年、試験後の講評では採点方針や解答すべきおよその内容を文書で説明しているので、それを次年度の講義でも最初から公開して活用させているつもりなのであるが、この模範解答の提示サービスを受講者がどこまで参照できているのかは心許ない。最近では論述の種(=解答)をたくさん与えすぎて消化不良(根腐れ?)を起こしているのではあるまいかと思いはじめている。

〈レポートと試験の関係性への注目〉

以上の手順から生じた難点は、レポートで取り上げた章の内容と試験において解答した章の内容とが重なると、一部の学生に有利になることである。これまで試験での選択肢を増やすなどの対策を試みてきたのであるが、すでにレポートのテーマを全章に分散させているので重複の可能性は消えない。しかも、同じ問題を全員に答えさせて公平に理解度を測定・比較しておくという誘惑も捨てがたい。いっそのこと試験でも全章から選択させるという方針もありうるが、それが事前に漏れたり感づかれたりすると、試験対策として各自が

選択する予定の2章分だけの部分的な学修に特化してしまう危険が生じる。さらに、事例をテキストのものとは変えるなど設例問題にして、学修内容と解答内容との直接的な重複を避けるという凝った作問方法もありうるが、概説科目ではそこまで高度な応用能力を問うているわけでもなく、選択必修科目を履修する側のさほど強くもない動機から推測しても、単に基本的な事項の再現を要求する程度の記述試験が妥当な線であろう。

けっきょく内容の重複を避ける完全な解決策はないので、さしあたりは、レポート提出の時点と期末試験実施日との間には時間の余裕があることや、試験では講義で触れた周知の内容の再現を求めていることなどを前提とすると、きちんと広くかつ浅く学修しさえしていれば容易に優秀な成績を修めることが可能であろうという想定で、試験時の公平さも維持しているつもりである。

それでは実態はどのようになっていたのだろうか、というのが今回の検証の課題である。

4 成績分布の分析結果

まず、レポートでどの章を選択するかについては、一定の選好があるようで、各章を選択した両年度の人数の相関係数を計算してみると、第1回目レポートで0.509、第2回目のそれで0.637とや

や強くなり、全体では0.580であった(表1参照)。

具体的には、レポート・テーマとしての選択が少ない章は10民事訴訟、序：審級制度など、18国際法、9経済法、3行政法の順であり、逆に提出が多い章は12刑法：安楽死、5民法：隣人訴訟、13刑法：死刑の適用基準、6民法：別居親との面会交流、4民法：自動車事故損害賠償請求の順であった。このように、専門化した技術的な特殊分野は避けられ、民法・刑法などの身近な一般法分野のほうが好まれるというのは日常感覚からも理解可能であるが、すでに教養教育で教員免許取得上の必修科目として履修しているはずの憲法分野からはあまり多く選ばれていないのは、更に分析の余地があるかもしれない。⁽⁶⁾

また、テーマとする章の選択にばらつきがあるので、念のため χ^2 検定を行ったところ、第1回目も第2回目も期待値からのずれを表す統計値はそれぞれ0.441、0.500とかなり小さく、章の選択と両年度の違いとの間には独立性が99.9%以上の信頼水準で維持されたので、両年度間でテーマの選好度がある程度一貫していることが裏付けられた。

レポートの評価は、満点15から体裁面を中心に字数不足や引用方法の不備があれば若干減点する手法でなるべく高得点を付与している。⁽⁷⁾その結果、平均点は12点以上となった(表2参照)。

表1 事件別、レポート提出人数と試験問題解答者数の分布

章 序	審級制度、裁判員制度など	2011年度	2012年度	2011年度	2012年度
		レポ ー ト		期 末 試 験	
1	憲法統治：衆議院定数不均衡訴訟	5	1		
2	憲法人権：税関検査	8	8		
3	行政法：情報公開条例	15	6		12
4	民法：自動車事故損害賠償請求	6	6		
5	民法：隣人訴訟	16	8		4
6	民法家事：別居親との面会交流	19	10	共通88	21
19	国際私法：国際離婚	12	14		
	第1回合計	9	8		
		90	61		
9	経済法：インサイダー取引	5	6	10	共通55
10	民事訴訟：証拠文書の開示	3	1		
11	民事訴訟：破産と免責	10	10		4
12	刑法：安楽死	23	9		
13	刑法：死刑の適用基準	17	11	43	14
14	刑事訴訟：第1審無罪外国人の再勾留	11	5	33	
15	労働法：男女昇格差別	10	11		
18	国際法：国家免除	7	3		
	第2回合計	86	56	選択問86	選択問55

表2 各レポートの平均点（満点15）

章	テーマ	2011年度	2012年度
序	審級制度、裁判員制度など	10.20	11.00
1	憲法統治：衆議院定数不均衡訴訟	13.38	14.50
2	憲法人権：税関検査	12.67	14.67
3	行政法：情報公開条例	13.83	14.00
4	民法：自動車事故損害賠償請求	13.00	14.44
5	民法：隣人訴訟	12.84	14.40
6	民法家事：別居親との面会交流	11.17	14.36
19	国際私法：国際離婚	13.56	14.33
9	経済法：インサイダー取引	11.40	12.67
10	民事訴訟：証拠文書の開示	10.33	10.00
11	民事訴訟：破産と免責	12.60	12.70
12	刑法：安楽死	11.35	13.33
13	刑法：死刑の適用基準	12.59	12.64
14	刑事訴訟：第1審無罪外国人の再勾留	12.91	12.60
15	労働法：男女昇格差別	13.10	12.55
18	国際法：国家免除	12.29	10.00
	相関係数		0.5775
	第1回レポート(0-6,19)の平均点	12.66	14.38
	第1回レポート(0-6,19)の標準偏差	1.759	0.722
	第2回レポート(9-18)の平均点	12.19	12.63
	第2回レポート(9-18)の標準偏差	1.962	2.100

とくに2012年度の第1回目は平均が14点を超えているので高すぎるが、これは筆者がこの年度の前期にチューターをしていて1年生の報告実態の一端を垣間見ていたので、後期でもあまり期待はせずに、授業でも初回でまだレポートの書式や作法には慣れていないであろうことを前提に小さな体裁ルール違反が重ならない限りは減点を躊躇して、かなり甘く評価した結果である。⁽⁸⁾第2回目には慣れてきて満点に近づいてくれるとよかったのであるが、評価基準を初回よりも厳しく普通に戻したこともあって、やや平均点が低くなっている。また、微差ではあるが選択した章により難易

度が生じているようで、両年度の各平均点間に0.578の相関があった（テーマ間の得点に一貫した高低差の存在）。

さらに、レポート・テーマの選好度（提出数）とレポートの成績について、2011年度ではあまり相関関係がみられなかった（係数0.189、うち第1回目0.153、第2回目0.229）が、2012年度では強い相関（0.643、うち第1回目0.717、第2回目0.798）がみられたので、参考までに記録しておく。調べやすく書きやすい分野があるようだ。

つぎに、期末試験の事件解説問題の平均点は表3のとおりである。

表3 期末試験、事件解説問題の平均点（満点25）

章	テーマ	2011年度	2012年度
2	憲法人権：税関検査		11.83
4	民法：自動車事故損害賠償請求		11.00
5	民法：隣人訴訟	13.78	15.62
9	経済法：インサイダー取引	11.64	7.24
11	民事訴訟：破産と免責		14.00
13	刑法：死刑の適用基準	12.88	12.71
14	刑事訴訟：第1審無罪外国人の再勾留	12.73	
	選択問題の平均点	12.67	13.60
	選択問題の標準偏差	4.743	2.976
	共通問題の標準偏差	4.849	4.994

2011 共通
2012 共通

本来であれば、満点の6割である15点以上、しかも正解は講義で取り扱った内容のみなので優に20点を超えてほしいが、実態は上記したような学修方向の食い違いもあって法学的含意があまり出てこないか、また書けたとしても事件内容との関連付けや説明が少ないか弱いのので5点ずつのうち2、3点ずつしか獲得できず、けっきょく平均が10点台の前半という低いレベルにとどまっている。事件5の隣人訴訟については「教育分野と関連が一番深い」という言い方で出題を事前に示唆しているので、両年度ともにある程度の準備ができていたようだが、その他の選択問題については事件11の破産・免責は口頭で出題を示唆したような記憶があるため平均点がやや高いものの、前年度には出題しなかったため厳密な比較はできない。

その他、各部門での得点間の相関をとって見たところ、表4のようになった。

2回のレポートの点数の間には相関があるもので、両年度ともに高得点と低得点の一貫性が推測されるが、後者の層については指示がいつまでも

徹底していないことになる。レポートの点数と試験の成績との間にもやや弱い相関があるようだが、2012年度は弱くなっている。そこで内訳をみると、レポートの点数と共通問題にはかなり弱い相関しかなく、2011年度のレポートと選択問題の成績の間には一定の相関があるものの、2012年度のそれらの間にはほとんど相関がない。これが筆者の一番危惧していた事態である。選択肢を3つから5つに増やしたにもかかわらず、レポート体験が試験時に活かされていないのである。

あと、試験で事件解説を求める共通問題と選択問題との間には2011年度にはやや弱い相関があるものの、2012年度にはかなり弱い相関になっている。これは共通問題のほうが想定外の関心の薄いテーマだったために大幅に得点が下がったせいであろう。

〈レポート体験合致者と非合致者の比較〉

それでは、選択したレポートのテーマと期末試験の事件解説の内容とが合致した場合とそうでない場合とで、平均点にはどのような差異が生じているだろうか？（表5を参照）

表4 各変数間の相関係数

	2011年度	2012年度
レポート点数間	0.5780	0.5078
レポート点数合計と試験成績	0.4579	0.2936
レポート点数合計と共通問題	0.1763	0.1722
レポート点数合計と選択問題	0.5068	0.0843
共通問題と選択問題の点数間	0.4584	0.1556

表5 レポート内容と試験問題が合致した場合の平均点

章	テーマ	2011年度	2012年度	標準偏差		
2	憲法人権：税関検査	合致		11.33	2011 共通 3.728 5.048 2.871 5.133 2012 共通 16 12 14.25 13 15.25 11.92	
		非合致		12		
4	民法：自動車事故損害賠償請求	合致		14		
		非合致		10		
5	民法：隣人訴訟	合致	15.68	15.5		
		非合致	13.3	15.67		
9	経済法：インサイダー取引	合致	15	7.4		
		非合致	11.3	7.35		
11	民事訴訟：破産と免責	合致		16		
		非合致		12		
13	刑法：死刑の適用基準	合致	14.25	13		
		非合致	12.35	12.64		
14	刑事訴訟：第1審無罪外国人の再勾留	合致	15.25			
		非合致	11.92			
		2011年度	標準偏差	2012年度	標準偏差	
選択問題の平均点		合致群	14.67	3.681	14.13	2.247
		非合致群	12.03	4.902	13.4	3.184

択」と呼ぶ) 2名が13章を選択し15点と16点、2名が14章で7点と8点を獲得し、平均は存在しない狭間の11.5点となっている。他方、レポートを書いているにもかかわらず第9章の解説を試みた10名の平均点は11.3と当然合致者よりは低くなっている(表6の右側参照)。

そこで比較のために2012年度でも第5章でレポートを書いた8人がどのような解答行動を選択問題で取ったのかを記載しておく、6名は合致行動で平均15.5点であったが、2名は13章を選択して11点と15点で平均13点とやや損をしている。しかし、この年度では非合致者15名の平均点のほうが15.7とレポート合致者よりも少し高く、このうち8名が別事件のレポートから事件5の解説へと流れ着いた「異選択」層なのだが平均点は15.1と必ずしも高くはない。けっきょく、この第5章の事件解説においていずれのルートからも成績が下がらないのは、民法の幼児事故損害賠償という内容で元々の関心が高かったために、レポート体験の有無にかかわらず、一般に試験準備がなされていた領域だったからのものである。

以上のような、レポートで取り扱った題材と同じテーマがせっかく試験で出ているのに取えて異なる事件の解答を試みるという「異選択」行動は、本稿の合致者有利の想定とは全く正反対の行動なので興味深い。さらに非合致者群の内訳を検討してみよう。

2011年度には、このような異選択という「意図的な非合致」者が12名おり、平均点13.92点、標準偏差5.090であったのに対して、試験の選択肢に自分のレポート体験に合うものがなかった「必然的な非合致」者が53名おり、平均点11.60点、標準偏差が4.756であった。これらの平均点間のt検定を行って見たところ、両側確率14.4%の統計量となり、統計的には5%水準で両者の平均点にはまだ有意な差が見られない結果となった。

2012年度には、このような「意図的な非合致」者が19名おり、平均点13.42、標準偏差3.617に対して、「必然的な非合致」者が21名、平均点13.38点、標準偏差が2.734であった。ここでもt検定を行ったところ、両側確率96.9%の統計量となり、両群の平均点に有意な差は全く見られなかった。この年度の特徴は、レポート体験を期末試験で生かしていない学生が続出していることである。し

かも、合致者と非合致者間でも、また、共通問題と選択問題との間でも有意な差はないので、レポートと期末試験との関連が見失われてしまっている。これを肯定的に解釈すれば、毎回の講義や自学自習により各自が題材を選び好みせず正攻法で試験に臨んだものとみなせなくもないが、2011年度の期末試験の平均点33.84点(87名)と2012年度のそれ26.5点(55名)との差が統計的に有意なので、⁽⁹⁾後者の学修が上手く行っていたとはやはり言えないだろう。

5 考察と展望

一般的包括的な内容を含むという定義上、概説科目で取り扱う範囲は広くなるため、試験で問われる答えはおおよそ決まっている。そこで、筆者は各学修行動が重量的に相乗効果を及ぼすものと楽観していたところ、今回レポートと期末試験の選択動向と成績結果を分析してみると、問題選択や解答方向に想定外の動きがみられた。とくに、講義とレポート体験で基礎的な学修事項に習熟し、試験でもそれと同じテーマで高得点をえていく方向へと誘導していたつもりが、企画者の想定とは相当異なる事態が2012年度には発生していた。

確かにテキストの題材が各分野の最先端の裁判例から取り上げられており内容が高度になっているせいか、自由選択のレポートではそれをさらに展開しようという意欲がみられ、それ自体は奨励されるべきである。しかし、それが毎回出てくる内容豊富な術語や概念構成 conception を抽象的な言葉のまま理解しようとする、いわば机上の論理の鵜呑みの姿勢へと結びつき、実際の紛争事例で熟慮のうえにたどり着いた解決策を通じて生きたルールを具体的に理解するというせっかくの基本枠組を置き去りにしてしまったのではないかと採点時の印象が裏付けられた。

もしかすると、レポート作成の意義を基本的事項の理解から独立させて文書作成の訓練のみで満足する方向もあるかもしれないが、それだと概説科目の講義からは学修内容との関連性が薄くしてレポート課題を省略してしまう選択肢も生じてしまうので、第2節で検討した機能群の有意さを考えると、やはり期末試験とも一貫させておくほうがよいだろう。

省みると、これまで最先端の題材をいろいろ補

充して講義内容の精確さを高めることに自己満足してきたが、それと並行して進めてきたつもりでの学修事項の提示と充実のほうはだんだん受講者から軽視される結果になっていくという悪循環に陥っているようである。

今後は、今回のような統計分析に基づく客観的な知見もふまえて教授内容を厳選し、⁽⁹⁾ 基礎的部分の定着を図る方法をさらに探究したうえで受講者側にも内容を精選してもらえるように奨励しながら、レポート作成体験を通じて概説科目の教育実践を充実させていこうと考えている。

〈註〉

- (1) その趣旨は書かれていないので不明であるが、推測すれば、大学側の授業開設可能性に配慮したこと、内容的にいずれの科目も難しいので受講者側の負担に配慮したといった事情が考えられる。しかし、両方を教授する体験をもつ筆者としては、2つの授業は相補的で密接な関係にあるので両方とも必修にしなければ社会科・公民科教員の資質としては不安が残るという確信をもっている。
- (2) 大学1年生の学修活動を放置すれば、とくに学問分野と同じ表題の中等教科や科目がある場合、高校生レベルの知識に依存することは目に見えているので、自発的な学修を勝手に期待して結果に驚愕するほうが拙劣であろう。
- (3) 試みに、教養教育の日本国憲法という講義でレポート（10点ずつ2回で成績に20点分を追加可能とした）を任意提出に切り替えてみたところ、提出者がほとんどいなくなり、かといって講義での集中力や習熟度が上がったわけでもなく、受講者は中等レベルの知識をひきずったまま試験に臨むので、かなり低い成績分布になっている。
- (4) 事件5の隣人訴訟の学修事項とは次のとおり。実際の講義では項目ごとに数行ずつ定義や図式を加筆して提示している。

〈事件5：民法，鈴鹿市で起きた隣人訴訟〉

1. 近隣紛争を訴訟で解決する意義：近代的な法文化と土着の慣習，ボランティア層の主張
2. 訴訟の背景や経緯：地域の特徴，ため池管理者？
3. 民事事件の原則：私的自治，契約自由，第

三者による裁定

4. 損害賠償請求の原因2ルート：債務不履行か不法行為か？
 5. 民事事件の責任分配：過失相殺
 6. 法廷でさえ真相解明や記憶喚起は困難事：事後的解決策の限界
 7. 社会現象の法制度によるコントロールの可能性と限界
- (5) 法律学概説期末試験問題 2012.2.8 実施
- 問題2 1983年2月に津地裁で判決がくだされた鈴鹿市の隣人訴訟について、1977年5月に発生した事件の内容とその帰結を説明せよ。また、それらから導き出される法律学的含意を3つ指摘せよ。25点
- 問題3 次の事件群から1つを選んで、事件の内容とその帰結を説明せよ。また、それらから導き出される法律学的含意を3つ指摘せよ。25点 {A 皮膚科医のインサイダー取引 B 連続射殺魔事件 C 東京電力OL強盗殺人事件}
- 法律学概説期末試験問題 2013.2.6 実施
- 問2 皮膚科医インサイダー取引事件について、制度的・社会的な背景や事実関係の概要を述べたうえで、その事案から導出される法学上の意義を3つ指摘し、それぞれ簡潔に説明せよ。10+5×3=25点
- 問3 次の事件群からよく知っているものを1つ選んで、前問同様の方式で説明しなさい。25点 {A 写真集の輸入と税関検査 B 貝採り事件 C 破産免責 D 連続射殺魔事件 E 鈴鹿隣人訴訟}
- (6) 2005年以来、毎年担当している日本国憲法の講義体験からの印象であるが、授業を体験していてもその後の別授業で同種の内容を選択しない理由の1つとして、抽象的には中小高も含めてすでに学修を完了した分野だとみなされていること、また、もう1つの裏事情として、統治機構や人権という内容が一般の日常感覚からは遠すぎてよく解らないまま進んできているという事情もあるだろう。とくに大学レベルの内容としては、国家権力を規制する立憲主義的な憲法理解が授業でも要求されるので、講義ではそこをかなり強調しているにもかかわらず、最終的には試験でもほと

んど開陳されない有様なので、前者の感覚による思考停止や後者のような未習熟なままの進級があるとすれば残念であり、いずれも克服していきたい。

- (7) レポートの内容については調査方法と調査結果がテーマと合致していれば質はあまり問わないことにしている。これは、もともと基礎点を付与する企画であることや本来毎回の講義の前後でなすべき作業を確認のために一部だけ報告してもらうという趣旨で課しているので、しかも2回分の作業量や付与点数も多くないため、厳密な評価にはなじまないと考えているからである。
- (8) 確かに2012年度には第1回の平均点分布と第2回のそれとの間に統計的に有意な差があった(t検定で2.88%の両側確率の統計値)。
また、両年度間の差異として2年生の再履修についても指摘しておかねばならない。2011年度には期末の受験者87名のうち2年生が12名おり、語句解説の20点分を含む平均点が29.7と、1年生75名の34.5点よりも低かった。これはt検定で両側確率9.27%の統計量なので両側10%水準であれば有意な差といえる。レポートの点数には学年間の有意差は見られなかったが、共通問題については2年生(13名)が11.3点と1年生(75名)の14.2点よりも低く、統計的に有意な差がみられた(t検定で両側確率4.7%の統計量)。
他方2012年度では2年生の再履修者が最終的に1名のみとなったので、学年差はさしあたり無視して分析を進めた。
- (9) t検定の統計量が4.894となり、両側確率1%水準、自由度140のt分布統計量が2.611なので両年度間の期末試験の成績差は有意である。
- (10) 経験豊富な心理学教授の授業方針として、「10の話をして3~4割しか理解できていない状態よりは、7の話で確実にそのうち7割か8割学んでもらうほうが有益」(宇田2005:68)だとのこと、そのような情報提示量や説明時間の「厳選」はたいへん示唆的である。しかし、経験上は削った内容のどこ

ろまでを受講者が上限設定とみなしがちなので、けっきょく、こちらが当初期待したレベルの半分にも満たないような理解度で終わるのではないかという危惧は残る。宇田の示唆どおり、講義当日に提出するレポート作成課題により講義での集中度が増したうえに、予習・復習まで促進する事態にまで至れば、たしかに成功であろうが、講義中に作成提出しただけで満足してしまい教室外の活動が増えない危険もあるので、よほどのコントロールと工夫が必要となろう。

〈引用・参考文献〉

- 宇田 光 2005『大学講義の改革：BDR方式の提案』北大路書房。(Brief Report of the Day)
- 小笠原喜康 2002『大学生のためのレポート・論文術』講談社現代新書
- 木下是雄 1994『レポートの組み立て方』ちくま学芸文庫
- 佐和隆光 1985『初等統計解析改訂版』新曜社 185-189頁「7.6 母平均の差の検定」
- 武井一正 2006『法学部新入生のための学ナビ』法律文化社
- 中央教育審議会 2008「学士課程教育の構築に向けて(答申)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_/icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf (本文)
- 保坂弘司 1978『レポート・小論文・卒論の書き方』講談社学術文庫
- 松本恒雄ほか編 2006『日本法への招待 第2版』有斐閣
- ユネスコ・OECD 2005『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/002.htm (仮訳)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/001.htm (概要)
(公表時期不明, 2013.12.6 閲覧可能)